

「東村山農業者・企業等燃料費及び光熱費応援金」よくある質問

分類	No.	ご質問	回答
概要	1	目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ロシアによるウクライナ侵攻、円安などに伴う原油・物価の高騰等により、収益の減少等事業活動に影響を受ける農業者、個人事業主を含む中小企業者の事業活動の下支え及び、コロナ禍からの本格的な市内経済の回復を着実なものとするため、経済活動に伴う燃料費・光熱費の購入に係る経費の一部を支援するもので、市が独自に設けた制度です。
	2	対象者を教えてください。	農業者・企業等には、「主たる事務所、事業所などが市内にあり、事業を営む資本金10億円未満の法人又は常時使用する従業員の数が2千人以下の中小企業」の他、フリーランスを含む個人事業主が含まれます。なお、会社以外の医療法人、NPO法人、社会福祉法人も含まれます。
	3	対象経費を教えてください。	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに購入したガソリン、灯油、軽油、重油、LPG、電気、都市ガスです。 ※仕入れ用途としての経費は対象外です。
	4	補助率等について教えてください。	対象経費の30%です。但し、交付申請額は、千円未満切り捨てとなります。
	5	支給限度額について教えてください。	支給限度額は、以下のとおりです。 ○農業者：30万円 ○個人事業主：30万円 ○法人：60万円 ※12/1に、農業者・個人事業主は20万円から30万円に、法人は40万円から60万円に支給限度額を引き上げました。
	6	申請期限について、教えてください。	令和4年8月10日から令和5年2月15日までです。申請は当日消印有効です。
対象者	7	兼業農家の場合、農業用途と事業用途の重複申請は可能ですか。	重複申請は認められません。
	8	対象とならない業種はありますか。	以下に該当する方は、対象外となります。 ○東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者（法人にあっては、その役員等が当該暴力団関係者）。 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者。 ○政治団体。 ○宗教上の組織又は団体。

対象者	9	市外に法人登記していますが、市内に事業所を保有しています。この場合、支給対象になりますか。	本事業は、東村山市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていることが支給要件となりますので、市外に法人登記している場合には、支給対象になりません。
	10	個人事業主で事業所（店舗）は市内にありますが、住民登録は市外です。この場合、支給対象になりますか。	住民登録が市外であっても、主たる事業所が東村山市にある場合には対象となります。
	11	個人事業主で、市内に住民登録があり、市外に主たる事業所がある場合は支給対象となりますか。	当事業は、市内で事業を行っている事業所や店舗への支援を目的としていることから、市内に主たる事業所があることを要件としております。主たる事業所がない場合は対象になりません。
	12	個人事業主で、市外に住民登録がありますが、市内のシェアオフィスの主たる事務所としています。この場合、支給対象になりますか。	対象になります。ただし、通常の提出書類に加えて、市内のシェアオフィスを事務所としている証明（オフィスの契約書の写し等）の提出が必要です。
	13	個人事業主で、複数の事業を営営していますが、事業ごとに申請できますか。	複数の事業を営営したとしても、一つの名義のみでの申請となります。
	14	令和4年8月に創業した場合は、支給の対象となりますか。	令和4年12月31日以前に事業等を開始した場合には、支給の対象となる場合があります。なお、通常の場合と提出書類が異なりますので、ご注意ください。

対象 経費	15	<p>【燃料費】 クレジットカードで決済し、口座引き落とし日が対象日を超える場合、対象となりますか。 (例) R5.1/25に給油、引き落としがR5.2/20</p>	<p>対象となります。 ただし、クレジットカード払いの場合に必要な以下の書類 ①領収書、納品書、明細書のうちいずれか ②クレジットカードの明細書の写し ※①または②で、「購入日・油種・数量・金額」のすべてが確認できること ③支払いがわかる通帳の写し のうち、 2/15までに③以外のチェックシート記載のすべての書類が提出でき、且つ、3/3までに③の書類が提出できる 場合に限ります。 ※②の提出期限については、①で「購入日・油種・数量・金額」が確認できない場合は2/15まで、確認できる 場合は3/3とします。</p>
	16	<p>【光熱費】 電気・都市ガスの使用期間が対象期間をまたぐ場合、対象となりますか。 (例) 1/10から2/10使用分の電気料金</p>	<p>なりません。一日でも対象外期間を含む領収書等は申請できません。</p>
	17	<p>掛け払いの場合は、支給対象となりますか。</p>	<p>対象となります。但し、領収書の写しに別途、購入の明細がわかる書類の写しを提出ください。 なお、上記書類で、購入日・購入品目・購入量・支払金額が把握できない場合には、支給対象外となります。</p>
	18	<p>プロパンガスは対象となりますか。</p>	<p>経済活動に利用した場合は対象となります。 (例) 事業用LPガス、イベント時のプロパンガス等</p>
	19	<p>販売目的のガソリンなどは、対象経費になりますか。</p>	<p>なりません。</p>

提出書類	20	<p>【燃料費】 クレジットカード等を利用して給油しましたが、領収書等（クレジットカード売上票・明細書など）を紛失・処分してしまった場合、どうすればよいですか。</p>	<p>領収書等の写しの代わりに『クレジットカード利用明細書の写し+該当支払いのわかる通帳の写し』の2点をご提出ください。</p> <p>※なお「クレジットカード利用明細書の写し」は、ガソリンスタンド利用の「購入日・購入品目・購入量・支払金額」がわかるものに限ります。</p> <p>また、ガソリン等の代金を支払った口座と、応援金の振込を希望する口座が異なる場合は、ガソリン等の支払いをした口座の通帳の「表紙」と「表紙の次の見開きページ（カナ名義の記載があるページ）の写し」も併せてご提出ください。</p>
	21	<p>【燃料費】 社員がガソリン代金を立替払いし、後から会社が社員へガソリン代を支払う場合、領収書の名義が社員の名前になってしまいます。どうすればよいですか。</p>	<p>「社員がガソリン代を支払った証明となる領収書（ガソリンスタンドから発行されるもの）の写し」と併せて、「立替払いをした社員に対して会社がガソリン代を支払った証明となる受領書（様式任意。但し、日付・金額・代金を受け取った社員の名前と印鑑が必須）」も提出してください。</p>
	22	<p>【燃料費・光熱費共通】 クレジットカードの明細書のみで領収書の写しの代わりになりますか。</p>	<p>なりません。チェックシート内、クレジットカード払い欄の提出書類を全て提出してください。</p>
	23	<p>【光熱費】 「支払証明」、「領収実績票」などの書類は、領収書の代わりになりますか。</p>	<p>当該書類のみでは代わりになりません。当該書類に加えて支払いがわかる通帳の写しを添付してください。</p>
	24	<p>燃料費のみを申請する場合、12/1以前の旧様式は利用できますか。</p>	<p>12/1以前の旧様式、12/1以降の新様式どちらも利用できます。</p> <p>ただし、光熱費が一部でも経費に含まれる場合は、旧様式は使用できませんので、ホームページより最新の様式をダウンロードし、申請してください。</p>

申請方法	25	複数回申請できますか。	一か月に1回、申請期間中最大6回を限度として申請することができます。ただし、補助額の合計がNo.5に示す支給限度額を超えない範囲に限ります。なお、交付申請額は、千円未満切捨てです。
	26	提出に当たって、郵送方法に指定はありますか。	特に指定はありません。
	27	申請書を市役所に持ち込むことはできますか。	できません。東村山市商工会へ郵送でお申し込みください。
	28	申請書類の提出に係る郵送料は、事業者が自己負担しなければならないのですか。	郵送料は、申請者に負担をお願いしています。
	29	窓口で申請を手伝ってほしいのですが。	原則、郵便による提出になります。ご不明な点は、「東村山市商工会」（電話：042-394-0511、受付時間：平日午前9時～午後5時）にお問合せください。 どうしても窓口での申請の補助が必要な方は、事前に東村山市商工会までお電話でご予約ください。
	30	申込先はどこですか？	郵送先 〒189-0014 東村山市本町2-6-5 東村山市商工会 封筒に入れ、封筒裏面に住所・事業所名を記載の上郵送にて申請してください。 ※商工会開館時間内は、事務所内にボックスがありますので、そちらに投函することもできます。その際、中身の確認等を行いません。 申込の際は、必ず申請書類一式をコピーし、保管してください。書類の不備等でご連絡する場合があります。